

「70歳まで働ける企業」創出事業のご案内

本会では少子高齢化が深刻化する中、働く意欲と能力のある高齢者が年齢にかかわらず働ける社会の実現を目指して、厚生労働省の委託を受けて平成16年度から会員組合等と連携して「65歳雇用導入プロジェクト」事業を3年間推進して大きな成果を得ることができました。

さらに、本年度は厚労省より「70歳まで働ける企業」創出事業を受託いたしました。皆さまの組合や傘下組合員の高齢者雇用について中央会がお手伝いいたしますので、ご活用下さい。

■70歳まで働ける企業概念

- (1)70歳以上まで雇用する制度の導入
 - ・70歳以上の定年の定め
 - ・定年の定めの廃止
 - ・70歳以上までの継続雇用制度
- (2)企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳まで働くことができる企業

■70歳まで働ける企業奨励金

定年の引き上げ等には賃金体系の見直しなど経済的負担を伴うこともあり、これを行う中小企業を支援するために、本年度から新たに「定年引上げ等奨励金」の制度が始まりました。

この奨励金は①中小企業定年引上げ等奨励金と②雇用環境整備助成金とからなっております。支給要件等詳細については(社)千葉県雇用開発協会までお問合せ下さい。TEL. 043-225-7931

■本会は傘下組合とその会員企業へ周知するとともに、次の活動を推進します

- (1)事業推進会議の開催⇒千葉労働局の策定方針を踏まえた事業の実施計画の策定
- (2)対象企業への現状調査⇒対象企業の現状調査（800社）、先進企業の現地視察、調査結果報告
- (3)70歳雇用実現プログラム
 - ①個別相談100件＝個別企業の賃金・人事処遇制度の整備、能力開発や職場環境の改善等に対する相談援助
 - ②セミナー 10回＝70歳までの雇用に向けた賃金・人事処遇制度の整備等に関するセミナー等
- (4)確保措置充実プログラム
 - ・定年の定めの廃止
 - ・65歳以上までの定年の引き上げ
 - ・希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用の実施
 - ①個別相談50件
 - ②セミナー 5回
- (5)傘下企業に対する周知等
- (6)高年齢者雇用基盤強化相談員
- (7)事業の実施状況・成果の報告
- (8)事業期間終了後の取り組み⇒具体的な成果が得られない場合は、継続的な支援を行う

■相談・個別指導・セミナー等の申し込みは

千葉県中小企業団体中央会 連携支援部 TEL.043-242-3277

「70歳まで働ける企業」創出事業推進員 行川 清（なめかわ・きよし）、船渡川 孝（ふなとがわ・たかし）